交野市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和　４年　４月　１日制定

１　趣旨

　　本市は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

２　用語の定義

　　この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

３　適用範囲

　　方針の適用範囲は、市の全ての組織における物品又は役務（以下物品等という）の調達とする。

４　調達の対象となる障がい者就労施設等

　　本市において調達の対象となる障がい者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

　（1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に基づく事業所・施設等

　　【障害福祉サービス事業所等】

ア　就労移行支援事業所

　　イ　就労継続支援事業所（A型・B型）

　　ウ　生活介護事業所

　　エ　障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

　　オ　地域活動支援センター

　　カ　小規模作業所

　（2）障がい者を多数雇用している企業等

　　【企業等】

　　ア　障害者雇用促進法の特例子会社

　　イ　重度障がい者多数雇用事業所（※）

　　　※次の①～③までの全てを満たすものをいう。

①障がい者の雇用数が5人以上

　　　　②障がい者の割合が従業員の20％以上

　　　　③雇用障がい者に占める重度障がい者の割合が30％以上

　（3）在宅就業障がい者等

　　【在宅就業障がい者等】

　　　ア　在宅就業障がい者等（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）

　　　イ　在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

５　調達の対象品目

　　本市において、調達を推進すべき物品等については、下表のとおりとする。

|  |
| --- |
| 　　物品・役務の品目分類例 |
| 品　　　目 | 具　　体　　例 |
| 物　品 | ①事務用品・書籍 | 筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など |
| ②食料品・飲料 | パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、コーヒー・茶、米、野菜、果物など |
| ③小物雑貨 | 衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗　など |
| ④その他の物品 | 机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品 |
| 役　務 | ①印刷 | ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷 |
| ②クリーニング | クリーニング、リネンサプライ　など |
| ③清掃・施設管理 | 清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など |
| ④情報処理・テープ起こし | ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど |
| ⑤飲食店等の運営 | 売店、レストラン、喫茶店など |
| ⑥その他のサービス・役務 | 仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別など |

６　物品等の調達の目標

　　　施設等からの物品等の調達については、調達実績額が前年度実績を上回るよう、各部局におい

て鋭意検討の上、着実な推進を図るものとする。

７　調達の推進方法

　（1）本市では、障がい者就労施設等から提供可能な物品等及び運用部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、適用部署に対し障がい者就労施設等への優先調達を依頼する。

　（2）障がい者就労施設等への優先調達にあたっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を適用部署において十分に検討する。

８　調達方針及び調達実績の公表

　（1）本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により、公表する。

　（2）調達実績については、翌年度に概要を取りまとめ、市ホームページ等により、公表する。